○外務省令第六号

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律（令和四年法律第三十四号）の施行に伴い、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則を廃止する省令を次のように定める。

令和四年七月一日

外務大臣　林　芳正

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則を廃止する省令

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則（平成二十三年外務省令第九号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項、国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）第三条並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月一日

財務大臣　鈴木　俊一

国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（国税不服審判所組織規則の一部改正）

第一条　国税不服審判所組織規則（昭和四十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百七十七人以内を置く。 ２　［略］	（国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百八十一人以内を置く。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官） **第四条**　会計課に、監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官それぞれ一人を置く。 ［２～６　略］ ７　管理室に、室長並びに技術専門官及び管理総括専門官それぞれ一人を置く。 ８　技術専門官は、命を受けて、財務省所管の建築物の営繕に関する専門的事項を処理する。 ９　管理総括専門官は、命を受けて、管理室の所掌事務のうち庁内の管理に関する事務に係る重要事項についての総括その他専門的事項を処理する。 10　［略］ 11　［略］ 12　［略］	（監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官） **第四条**　会計課に、監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官それぞれ一人を置く。 ［２～６　同上］ ７　管理室に、室長を置く。 ［項を加える。］ ［項を加える。］ ８　［同上］ ９　［同上］ 10　［同上］